

事 務 連 絡
平成 2 0 年 4 月 1 1 日

都道府県・政令指定都市地球温暖化対策担当課御中

環境省地球環境局地球温暖化対策課

再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業の募集について

日頃から、地球温暖化対策の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、環境省では、平成20年度から再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業を実施したいと考えております。再生可能エネルギーの地域における導入を促進するため、地方公共団体（都道府県又は市区町村）が実施する先進的な再生可能エネルギー導入施策を支援するもので、京都議定書目標達成計画の目標達成に向けて普及が遅れている再生可能エネルギーの導入を加速化させることを目的としたものです。

つきましては、平成20年度に本事業を活用し、再生可能エネルギーの住宅への普及を図る地方公共団体を募集いたしますので、別添「再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業の認定基準」に留意し、別紙「再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業に係る計画書」により計画書を平成20年4月30日（水）までに当課あてご提出願います。

なお、都道府県におかれましては、希望する市町村等が計画を提出できるよう、貴域内の市町村にお知らせいただくようお願いいたします。

本件担当
環境省地球環境局地球温暖化対策課
課長補佐 下村 善嗣
亀井 雄
電話 03-5521-8339
FAX 03-3580-1382

(別添)

再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業の認定基準

平成20年4月

再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業の認定の基準は、以下のとおりとする。

- ① 地方公共団体自ら若しくは地方公共団体が民間団体等への委託により実施する事業であって、省 CO₂ 構造が施された住宅へ再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用に限る。）の導入を支援する地域独自の事業であり、下表のいずれかの条件に該当するものであること。

対象施設・設備	対象の条件
ア. 太陽光発電	①CO ₂ 削減量（発電量）に応じた設置者に対する支援策であって、一設置者に対する支援額（他の指標で置き換える場合についてはその指標を金額換算した額）の合計が設備整備費に2分の1を超えない内容であること。
	② 定耐用年数期間中の CO ₂ 削減効果を見込んで、設置時に一定期間の CO ₂ 削減量（発電量）に応じた設置者に対する支援策であって、一設置者に対する支援額（他の指標で置き換える場合についてはその指標を金額換算した額）の合計が設備整備費の2分の1を超えない内容であること。
イ. 太陽熱利用 ウ. 地中熱利用	①CO ₂ 削減量（発熱量）に応じた設置者に対する支援策であって、一設置者に対する支援額（他の指標で置き換える場合についてはその指標を金額換算した額）の合計が設備整備費に2分の1を超えない内容であること。
	③ 定耐用年数期間中の CO ₂ 削減効果を見込んで、設置時に一定期間の CO ₂ 削減量（発熱量）に応じた設置者に対する支援策であって、一設置者に対する支援額（他の指標で置き換える場合についてはその指標を金額換算した額）の合計が設備整備費の2分の1を超えない内容であること。

- ① 施設・設備は、設置者の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。
- ② 事業主体は、施設・設備による温室効果ガスの削減量を把握すること。また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供するこ

と。

③ 次の事項が計画に定められていること

イ) 地方公共団体での事業内容や再生可能エネルギーの種類

ロ) 事業の新規性・先進性・地域性

ハ) 省CO₂構造をもった住宅の定義と確認方法

ニ) 事業期間

ホ) CO₂削減効果と根拠

ヘ) 経費

ト) 予算の成立状況

チ) 経費内訳、実施体制、事業スキーム図、スケジュール、地域推進計画等を添付

(参考)

省CO₂構造をもった住宅について

本事業は、断熱材等による省CO₂構造の住宅に再生可能エネルギーが付加された、いわゆる低炭素住宅を普及させるため、一定の省CO₂構造の住宅に再生可能エネルギーを導入する際の新たな支援策を支援するものです。しかし、新築住宅の場合は「住宅に係るエネルギー使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号）」、いわゆる次世代省エネルギー基準を満足している住宅が増えつつありますが、既設住宅の場合はなかなか満足できないのが現状です。したがって、本事業においては、地域独自に判断基準を設定していただき、ご提案いただくことで可とするものです。

再生可能エネルギー導入住宅地域支援事業に係る計画書の記入要領

1. 地方公共団体事業名

地方公共団体において固有の名称をつけることができる。

2. 目的

提案される事業の目的を記載する。

3. 再生可能エネルギーの種類

太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用に限ります。

4. 事業内容

事業内容については、添付する事業スキーム図や実施体制図と連動した形で、できる限り詳細に記載すること。また、本事業により想定している波及効果についても記載すること。

5. 新規性・先進性

再生可能エネルギーの種類や事業内容に関する新規性や先進性について、他の地方公共団体や海外の取組などと比べて記載すること。

6. 地域性

再生可能エネルギーの種類や事業内容に関する地域性について、地域の土地利用、産業、気象条件などの地域特性に関連づけて記載すること。

7. 省CO₂構造をもった住宅の定義と確認方法

地域における本事業での省CO₂構造の定義とその考え方、並びに補助対象とするか判断する際の確認方法について記載すること。

8. 事業の期間

原則3年以内とする。

9. CO₂排出量の削減見込量

当該年度欄には、平成20年度設置予定分に関する本事業によるCO₂削減見込量（年間及び対年数期間）を記載すること。また、事業期間欄には、事業期間中に全設置予定分に関する本事業によるCO₂削減見込量（年間及び耐用年数期間）を記載すること。根拠欄については、それぞれの算定根拠を記載すること。

10. 補助対象事業費の所要額積算

平成20年度の補助対象事業費の所要額を費目ごとに記載すること（単位：千円）。なお、事業

期間中の総事業費等については、() 書きで記載すること。

1 1. 財源内訳

補助対象事業費の財源内訳を記載すること。

1 2. 「地球温暖化対策地域推進計画」等の策定状況

地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域推進計画の策定状況について有無のどちらかに○をすること。また、策定している場合は、その名称を記載するとともに、当該事業を位置づけているかどうかについて、有無欄に○をすること。

1 3. 事業に対する他の国庫補助

本事業で他の国庫補助について申請あるいは採択されているかについて有無欄に○をすること。また、有の場合は、その制度の名称を記載すること。

1 4. 予算成立状況、予算成立時期

本事業の地方公共団体での予算について成立しているか、見込みかについて○をすること。また、その時期について記載すること。

1 5. 添付資料

事業費内訳、事務費内訳、事業スキーム図、スケジュール、実施体制、地域推進計画、その他本事業の参考となる資料があれば添付すること。

<参考（事業の進め方）>

- ① 地方公共団体からの企画提案
- ② 補助対象団体の選定（環境省）
 - ・ 提案のあった地方公共団体から事業スキームが環境省の対象としているものか、モデル性があるかなどを審査し、合致したもののうち予算額（2.5億）の範囲内で採択を決定。
- ③ 補助対象団体の内示（環境省）
 - ・ 採択した地方公共団体に対し、内示額を提示
- ④ 地方公共団体による一般住宅の公募等
- ⑤ 地方公共団体による補助対象者のリストアップ
 - ・ 補助対象者及び補助額、選定理由の一覧表を作成
- ⑥ 環境省へ交付申請（様式を実施要項に掲載）
- ⑦ 交付決定（環境省）
- ⑧ 実績報告（様式を実施要項に掲載）
- ⑨ 精算（環境省）